平成19年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第77号

第8条 「略]

建築士法施行細則の一部を改正する規則

(免許取消しの申請、免許証の返納等)

建築士法施行細則(昭和25年岩手県規則第86号)の一部を次のように改正する。

		2
	2 二級建築士又は木造建築士が <u>死亡し、又は失そう</u> の宣告を	•
	<u>る</u> 一	
	よる死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の	
ı		1

日から30日以内に二級・木造建築士死亡(失そう)届(様式

第6号) に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

改正前

3 二級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判 を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、 その開始の審判の目から30日以内に二級・木造建築士欠格届 (様式第7号) に免許証を添えて知事に提出しなければなら ない。

(登録抹消)

- た場合又は前条第2項若しくは第3項の届出があった場合に おいては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記 載する。
- 2 「略]

(受験者の不正行為に対する措置の報告)

例第4条に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく次 に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければなら ない。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(廃業等の届出)

改正後

(免許取消しの申請、免許証の返納等)

第8条 「略]

- 2 法第8条の2の規定による死亡等の届出は、二級・木造建 築士死亡等届(様式第6号)に免許証を添えて行わなければ ならない。
- 3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合にお いては、戸籍法(昭和22年法律第224号)による失踪の届出 義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に二級・木造建築士 失踪届 (様式第7号) に免許証を添えて知事に提出しなけれ ばならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び 第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げ る場合に該当する場合に限る。) 又は法第 10 条第1項の規定 により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を 受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければな らない。

(登録抹消)

第9条 知事は、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消し 第9条 知事は、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消し た場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録 を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 「略]

(受験者の不正行為に対する措置の報告)

- 第18条 指定試験機関は、条例第5条第4項の規定に基づき条 第18条 指定試験機関は、法第13条の2第2項の規定により 同条第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく 次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければな らない。
 - $(1)\sim(5)$ 「略]

(廃業等の届出)

第 21 条 法第 23 条の 6 の規定による廃業等の届出は、一級・ 第 21 条 法第 23 条の 7 の規定による廃業等の届出は、一級・ 二級・木造建築士事務所廃業等届(様式第11号)に建築士事 務所に係る登録通知書を添えて行わなければならない。

様式第1号(第3条関係)

「略]

欠 1 「略]

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許

を取り消されたことがありますか

ある□ ない□ 由

取り消されたことがあればその年月日

年 月 日

3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関 し罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことがあ ある□ ない□ りますか

あるときは、その罪及び刑

[略]

「略]

二級・木造建築士事務所廃業等届(様式第11号)に建築士事 務所に係る登録通知書を添えて行わなければならない。

様式第1号(第3条関係)

「略]

欠 1 「略]

格 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか

ある□ ない□

あるときは、その罪及び刑..... 由

あるときは、その刑の執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなった日

年 月 日

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に 関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがあり

ますか ある□ ない□

あるときは、その罪及び刑

あるときは、その刑の執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなった日

年 月 日

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項 の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築 士の免許を取り消されたことがありますか

ある□ ない□

あるときは、その日

年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止 の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9 条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建 築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが ありますか ある□ ない□

業務の停止の処分を受けたことがあるとき

は、その停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

[略]

「略]

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

岩手県知事

届出者 住所

氏名

(自署)

様式第6号 (第8条関係)

[略]

<u>二級</u> 建築士死亡(失そう) 届 木造

建築士法施行細則<u>第8条第2項</u>の規定により、次のとおり 免許証を添えて、届け出ます。

[略]	
死亡 (失そう宣告) 年	[略]
<u>月日</u>	

[略]

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住所

氏名

(自署)

二級 建築士欠格届

建築士の死亡等について、建築士法第8条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

<u>り、</u> が <i>い</i> こわり曲り山より。								
<u>る</u>	録を受けてい 者と届出者と <u>関係</u>	<u>1</u> <u>3</u>	相続。保佐。		·	<u>後見人</u> <u> 上人</u>		
届	出の理由	1 2 3 4	法第	7条	第2号 第3号 第4号			
<u>登</u>	ふりがな							
録	<u>氏 名</u>							
<u>事</u>	本 籍 地							
<u>項</u>	生年月日				年	月	目	
	登録番号	第		号	登録年	月日	<u>年</u>	月日
<u>届</u> に	出事由の生じ				<u>年</u>	月	且	

- 注1 二級建築士又は木造建築士に係る免許証を添付する こと。
 - 2 「登録を受けている者と届出者との関係」及び「届 出の理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこ と。
 - 3 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の 欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

(A4)

様式第7号 (第8条関係)

[略]

<u>二級</u> 木造 建築士失踪届

建築士法施行細則<u>第8条第3項</u>の規定により、次のとおり 免許証を添えて、届け出ます。

[略]		
失踪の宣告の日	[略]	

[略]

 免許証を添えて、届け出ます。

 登 ふりがな

 録 氏 名

 事 本 籍 地

 項 生年月日
 年 月 日

 登録番号第号登録年月日年月日

 後見開始又は保

 佐開始の審判を受けた年月日

建築士法施行細則第8条第3項の規定により、次のとおり

(A4)

様式第11号(第21条関係)

[略]

建築士事務所における業務の廃業等をしたので、建築士法 第23条の6の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第11号 (第21条関係)

[略]

建築士事務所における業務の廃業等をしたので、建築士法 第23条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、平成19年6月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。